

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成23年3月11日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
東日本高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業	1
2	法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業	
(1)	平日夜間割引 (I)	2
(2)	平日夜間割引 (II)	3
(3)	平日深夜割引	3
(4)	休日深夜割引	4
(5)	平日昼間割引 (I)	4
(6)	平日昼間割引 (II)	5
(7)	休日昼間割引	6
(8)	休日特別割引	7
(9)	通勤割引 (距離制限緩和)	12
(10)	東水戸道路等における深夜割引	13
(11)	東水戸道路等における通勤割引	14
(12)	東水戸道路等における早朝夜間割引	15
(13)	大口・多頻度割引の契約単位割引	15
(14)	休日バス割引	16
(15)	首都圏中央連絡自動車道 (あきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで) における割引	16
(16)	首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引	18
(17)	首都圏中央連絡自動車道 (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで) における割引	18
(18)	関越特別区間割引 (I)	20
(19)	関越特別区間割引 (II)	20
(20)	平成21年度お盆期間特別割引	21
(21)	平成21年度年末年始期間特別割引	21
(22)	地方部上限割引	22
(23)	エコカー割引	27
(24)	一般国道409号及び468号 (東京湾横断・木更津東金道路) における割引	27
2	高速道路貸付料の額の減額	29
3	一般会計に承継される機構債務	29
4	計画期間	31
5	実施体制	31
6	協定の変更	31

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき共同して作成し、平成21年12月1日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第4条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

1 法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日までの間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、(2)に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）。

(2) 整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね130箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に44箇所を整備する。

(3) 事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

- ① 都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。
- ② 高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。
- ③ 地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に

係る実施計画書を提出。

- ④ 会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、国がこれに同意。
- ⑤ 連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 平日夜間割引 (I)

① 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に定める休日を除く。) の午後10時から翌午前0時までの間に、別紙-2又は別紙-5 (ただし、Fを除く。) に掲げる高速道路を通行する自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車 (ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令 (平成11年建設省令第38号) 第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

② 割引率

30%

③ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで (ただし、一般国道6号 (東水戸道路)、一般国道6号 (仙台東部道路)、一般国道7号 (秋田外環状道路)、一般国道7号 (琴丘能代道路)、一般国道127号 (富津館山道路) 及び一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成26年3月31日までとし、一般国道13号 (米沢南陽道路)、一般国道13号 (湯沢横手道路)、一般国道45号 (三陸自動車道 (仙塩道路))、一般国道45号 (百石道路)、一般国道47号 (仙台北部道路)、一般国道126号 (千葉東金道路)、一般国道233号 (深川留萌自動車道 (深川沼田道路))、一般国道235号 (日高自動車道 (苫東道路))、一般国道409号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (つくば市から稲敷市まで) にあつては平成21年3月30日から平成26年3月31日までとする。)

(2) 平日夜間割引 (Ⅱ)

① 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。) の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から午後10時までの間に別紙-2又は別紙-5 (ただし、Fを除く。) に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(20) ① (i) 又は (21) ① (iii) の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

② 割引率

30%

③ 適用する期間

平成21年3月30日から平成26年3月31日まで。

(3) 平日深夜割引

① 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。) の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5 (ただし、Fを除く。) に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(20) ① (i) 若しくは (iii) 又は (21) ① (iii) の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

② 割引率

50%

③ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで (ただし、一般国道6号 (東水戸道路)、一般国道6号 (仙台東部道路)、一般国道7号 (秋田外環状道路)、一般国道7号 (琴丘能代道路)、一般国道127号 (富津館山道路) 及び一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成26年3月31日までとし、一般国道13号 (米沢南陽道路)、一般国道13号 (湯沢横手道路)、一般国道45号 (三陸自動車道 (仙塩道路))、一般国道45号 (百石道路)、一般国道47号 (仙台北部道路)、一般国道126号 (千葉東金道路)、一般国道233号 (深川留萌自動車道 (深川沼田道路))、一般国道235号 (日高自動車道 (苫東道路))、一般国道409号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (つくば市から稲敷市まで) にあつては平成21年3月30日から平成26年3月31日までとする。)

(4) 休日深夜割引

①割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年4月29日から平成26年3月31日まで。

(5) 平日昼間割引(I)

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間)又は別紙-5のうちA若しくはBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)、かつ、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引(I)を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙-3に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号(東京湾・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
--

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、福島飯坂インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。)を経由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、山形上山インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)
--

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙－３のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙－５のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第３条に定める休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するE T C車。

ただし、上記の自動車の本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引（Ⅰ）を含む。）の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

②割引率

３０％。

ただし、別紙－４に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成２１年３月３０日から平成２１年７月７日まで。

(６) 平日昼間割引（Ⅱ）

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙－２に掲げる高速道路のうち別紙－３に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙－５のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行し（別紙－４に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第３条に定める休日を除く。）の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するE T C車。

(ロ) 均一制を適用する区間等

別紙－３のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙－５のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第３条に定める休日を除く。）の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するE T C車。

②割引率

３０％。

ただし、①（イ）に定める対距離制を適用する区間等を通行する場合で、当該通行が１００キロメートル（別紙－４に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、１００キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成２１年７月８日から平成２６年３月３１日まで。

(7) 休日昼間割引

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙－２に掲げる高速道路のうち別紙－３に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙－５のうちA若しくはBに掲げる高速道路のうち、１００キロメートル以内の区間を通行し（別紙－４に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日（ただし、平成２１年１２月２６日及び平成２１年１２月２７日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。また、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙－３に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道４０９号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
--

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道１３号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道１３号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジ（高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、上山インターチェンジ又は山形上山インターチェンジ及び上山インターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
--

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙－３のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙－５のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日（ただし、平成２１年１２月２６日及び平成２１年１２月２

7日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するE T C車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車の本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%。

ただし、別紙-4に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで(ただし、一般国道13号(米沢南陽道路)、一般国道13号(湯沢横手道路)、一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))、一般国道45号(百石道路)、一般国道47号(仙台北部道路)、一般国道126号(千葉東金道路)、一般国道233号(深川留萌自動車道(深川沼田道路))、一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)にあつては平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。))。

(8) 休日特別割引

①割引をする自動車

土曜日(ただし、平成21年12月26日を除く。)、日曜日(ただし、平成21年12月27日を除く。)、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び下表に掲げる日(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日に変更となった場合には、前日かつ翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律第3条に定める休日となる日も対象とする。)に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するE T C車のうち、軽自動車等及び普通車。

平成21年11月	2日
平成22年	2月12日
平成22年	4月30日
平成22年	9月24日
平成22年11月	22日
平成22年12月	24日
平成23年	5月 2日
平成23年	5月 6日
平成23年11月	4日

平成24年 3月19日
平成24年12月31日
平成25年 1月 4日
平成26年 2月10日

②割引率

(イ) 地方部 ((ロ) に定める区間以外の区間。)

50% (別紙-5のうちFに掲げる区間については割引率50%を適用しない。)

ただし、割引後の料金の額が1,000円を超える場合には、料金は1,000円とする。

なお、下表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額((ロ)にかかる料金の額及び一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の料金の額を除く。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする(平成21年4月29日から適用する。)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙-3のうちAに掲げる均一制を適用する区間を含む場合。
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジとトナムインターチェンジ(高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジからトナムインターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトナムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトナムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道関越自動車道新潟線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。

<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。

周回走行が可能な区間と任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

(ロ) 大都市部（別紙－3のうちBに掲げる区間、別紙－4に掲げる区間及び別紙－5のうちDに掲げる高速道路）

30%。

ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合については50%とする。

③適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日まで（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については平成21年3月20日から平成26年3月31日までとする。）。

(9) 通勤割引（距離制限緩和）

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙－2に掲げる高速道路のうち別紙－3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙－5のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行し（別紙－4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)、(20)①(i)若しくは(iii)又は(21)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を

適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙－3に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間等

別紙－3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙－5のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(8)、(20)①(i)若しくは(iii)又は(21)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%。

ただし、①(イ)に定める対距離制を適用する区間等を通行する場合で、当該通行が100キロメートル（別紙－4に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日まで。

(10) 東水戸道路等における深夜割引

①割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に別紙－5のうちA、B又はCに掲げる高速道路を通行するETC車。

②割引率

30%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。

(11) 東水戸道路等における通勤割引

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

別紙－５のうちA又はBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)、(9)、(20)①(i)若しくは(iii)又は(21)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙－３に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
--

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジ（高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。
--

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
--

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙－５のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、上記自動車のうち、(8)、(9)、(20)①(i)若しくは(iii)又は(21)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額

が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。

(12) 東水戸道路等における早朝夜間割引

①割引をする自動車

別紙-5のうちBに掲げる高速道路を通行する自動車のうち、別紙-4に掲げる大都市近郊区間又は別紙-5のうちDに掲げる高速道路の一部若しくは全部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(3)、(4)、(8)、(20)①(i)若しくは(iii)又は(21)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。

(13) 大口・多頻度割引の契約単位割引

①割引をする自動車

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)との契約により貸与されたETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車。

②割引率

①に定める契約に基づく利用者による別紙-2に掲げる高速自動車国道の月間利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計額が450万円を超え、かつ、利用者による別紙-2に掲げる高速自動車国道の自動車1台当たりの月間平均利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が2万7千円を超える場合(ただし、①に定める契約に基づく利用者による別紙-2に掲げる高速自動車国道の月間利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計額が500万円を超え、かつ、利用者による別紙-2に掲げる高速自動車国道の自動車1台当たりの月間平均利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合を除く。)にあつては、利用者の月間利用額の合計に対し、5%の割引を行う。

③適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

(14) 休日バス割引

①割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）に高速道路を通行するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

②割引率

30%

③適用する期間

平成21年7月4日から平成24年3月31日まで。

(15) 首都圏中央連絡自動車道（あきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで）における割引

①割引をする自動車

④に定めるAインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ、BインターチェンジとFインターチェンジ、CインターチェンジとFインターチェンジ、DインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はEインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

②割引額

④に定める各インターチェンジ相互間の割引額は次表のとおりとする。

	割引額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
AインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はBインターチェンジとFインターチェンジの各インターチェンジ相互間	400	500	600	800	1,400

Cインターチェンジと Fインターチェンジの 各インターチェンジ相互間	300	300	300	300	300
Dインターチェンジと Fインターチェンジの インターチェンジ相互間	300	300	300	300	400
Dインターチェンジと Gインターチェンジの 各インターチェンジ相互間	100	150	150	200	400
Eインターチェンジと Fインターチェンジの インターチェンジ相互間	300	300	500	650	1,150
Eインターチェンジと Gインターチェンジの 各インターチェンジ相互間	300	400	500	650	1,150

③適用する期間

平成21年4月1日から平成21年5月12日まで。

④対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ。
Bインターチェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の鶴ヶ島インターチェンジから前橋インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び藤岡インターチェンジ並びに高速自動車国道北関東自動車道の前橋南インターチェンジから伊勢崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の八王子西インターチェンジから入間インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の狭山日高インターチェンジ。
Eインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ。
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

Gインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまで及び高速自動車国道中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから甲府昭和インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
-----------	---

(16) 首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引

①割引をする自動車

④に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ若しくはCインターチェンジの各インターチェンジ相互間又はDインターチェンジとEインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

②割引額

150円。

ただし、④に定めるAインターチェンジとCインターチェンジの各インターチェンジ相互間については300円。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成24年3月31日まで。

④対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）又は中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
Dインターチェンジ	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の各インターチェンジ。
Eインターチェンジ	高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(17) 首都圏中央連絡自動車道（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで）における割引

①割引をする自動車

ETC車。

②割引率等

2以上の高速自動車国道と接続する区間として、④に定める各区間の割引額については次表のとおりとする。

区間	割引額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A	250	350	400	550	950
B	600	750	900	1,250	1,950
C	700	800	900	1,400	1,950
D	400	500	600	800	1,400
E	600	750	850	1,250	1,850
F	250	350	400	550	950

ただし、上表に定めるAからFまでの各区間の割引適用後の料金が、④の表中のa若しくはcに掲げるインターチェンジ又はa若しくはcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジで本割引適用時に利用したインターチェンジとbに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ間の料金を下回る場合は、後者の料金を前者の料金と同額にする。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成24年3月31日まで。

④対象区間

下表のaに掲げるインターチェンジ又はaに掲げる区間のいずれかのインターチェンジとcに掲げるインターチェンジ又はcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ相互間。

	a	b	c
A	海老名インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの区間	八王子ジャンクションから一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間
B	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の鶴ヶ島ジャンクションから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間
C	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の久喜白岡ジャンクション

D	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の鶴ヶ島ジャンクションから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間
E	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の久喜白岡ジャンクション
F	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから鶴ヶ島ジャンクションまでの区間	坂戸インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の久喜白岡ジャンクション

(18) 関越特別区間割引（Ⅰ）

①割引をする自動車

E T C車。

②割引率

高速自動車国道関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、30%の割引を行う。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成23年3月31日まで。

(19) 関越特別区間割引（Ⅱ）

①割引をする自動車

全自動車。

②割引率

高速自動車国道関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、37.5%の割引を行う。

③適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

(20) 平成21年度お盆期間特別割引

①割引をする自動車

- (i) ③(i)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。
- (ii) ③(i)に定める日に高速道路を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)
- (iii) ③(ii)に定める日に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

②割引率

- (i) ①(i)に定める自動車の場合
(8)②に定める割引率とする。
- (ii) ①(ii)に定める自動車の場合
30%
- (iii) ①(iii)に定める自動車の場合
50%

③適用する期間

- (i) 平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。
- (ii) 平成21年8月3日、平成21年8月4日、平成21年8月5日、平成21年8月10日、平成21年8月11日、平成21年8月12日、平成21年8月17日及び平成21年8月18日。

(21) 平成21年度年末年始期間特別割引

①割引をする自動車

- (i) ③(i)に定める日の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に、別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。
- (ii) 別紙-2に掲げる高速道路(別紙-3のうちBに掲げる区間を除く。)又は別紙-5のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(別紙-4に掲げる

大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、③(i)に定める日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

(iii) ③(ii)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

(iv) ③(ii)に定める日に高速道路を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。))。

②割引率

(i) ①(i)及び(iv)に定める自動車の場合
30%

(ii) ①(ii)に定める自動車の場合
(6)②に定める割引率とする。

(iii) ①(iii)に定める自動車の場合
(8)②に定める割引率とする。

③適用する期間

(i) 平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

(ii) 平成22年1月4日及び平成22年1月5日。

(22) 地方部上限割引

①割引をする自動車

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)、別紙-3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙-5のうちA、B、C(ただし、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に限る。)若しくはFに掲げる高速道路を通行する(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。)全自動車のうち、軽自動車等及び普通車。

②割引率等

対距離制を適用する区間(別紙-4に掲げる大都市近郊区間を除く。)、別紙-3のうちAに掲げる均一制を適用する区間並びに別紙-5のうちA、B、C(ただし、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に限る。)及びFに掲げるそれ

ぞれの高速道路（以下「地方部」という。）の料金の額が次表の額（単位：円）を超える場合には、地方部の料金は次表の額とし、次表の額を超えない場合には、地方部の料金は通常の料金の額とする。

軽自動車等	普通車
1, 0 0 0	2, 0 0 0

なお、E T C車については、下表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の地方部の料金の額を合算した額が上表の額を超える場合は、地方部の料金を上表の額とする（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、当該区間を含む場合には、上表の額を軽自動車等2, 0 0 0円、普通車2, 5 0 0円とする。）。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙ー3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ（高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道関越自動車道新潟線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。

<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。

周回走行が可能な区間と任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。）。（本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する。）

③適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（ただし、ETC車にあっては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。）。なお、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間にあっては、ETC車を含め、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（ただし、(24)が実施される期間を除く。）。

(23) エコカー割引

①割引をする自動車

東日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車のうち、普通車。

②割引率等

当該自動車が行った区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

③適用する期間

平成23年7月1日から平成26年3月31日まで。

(24) 一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

①割引をする自動車

一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

②割引額

割引額は次表のとおりとする。

割引額（単位：円）				
軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
1,760	2,200	2,640	3,630	6,050

③適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間において実施する社会実験の実施期間とする。

なお、本計画に定める割引を含めた割引相互間の重複適用関係については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づく協定において定める。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第4条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち東日本高速道路株式会社に係る額
2, 208, 007	688, 784

3 一般会計に承継される機構債務

法第4条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （%）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	817	2.10	平成21年3月25日 4月30日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	8,157	0.70	平成25年4月24日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	2,065	0.60	平成25年5月23日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	160,158	148,090	12,068	1.50	平成26年4月22日 5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	15,192	9,111	6,081	1.50	平成27年3月20日 5月30日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	528	2.00	平成21年4月27日 4月30日 10月30日

財政融資資金貸付金借入金 11002	101,476	100,500	976	1.70	平成21年5月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成21年6月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11004	28,515	28,100	415	2.00	平成21年7月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11005	52,043	51,200	843	2.00	平成21年8月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11006	77,157	75,700	1,457	2.10	平成21年9月29日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11007	27,613	27,100	513	1.90	平成21年10月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11008	27,376	26,800	576	2.00	平成21年11月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	146,821	143,373	3,448	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成22年1月25日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成22年4月26日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成22年6月28日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成22年7月23日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成23年4月22日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14001	199,542	190,000	9,542	1.50	平成24年4月25日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,686	68,180	3,506	1.50	平成24年5月24日	6月20日 12月20日
政府保証第7回特別 本州四国連絡橋債券	2,153	2,040	113	1.40	平成27年1月20日	1月30日 7月30日
政府保証第8回特別 本州四国連絡橋債券	10,367	9,760	607	1.50	平成27年3月24日	1月30日 7月30日

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ず

る支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1**2にあつては平成26年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙－ 1

- (1) 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- (2) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- (3) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線
- (4) 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- (5) 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- (6) 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- (7) 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- (8) 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- (9) 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- (10) 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- (11) 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- (12) 高速自動車国道関越自動車道上越線
- (13) 高速自動車国道常磐自動車道
- (14) 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- (15) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- (16) 高速自動車国道北関東自動車道
- (17) 高速自動車国道中央自動車道長野線（安曇野市から千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- (18) 高速自動車国道北陸自動車道（新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- (19) 高速自動車国道成田国際空港線
- (20) 一般国道 1 号（横浜新道）
- (21) 一般国道 6 号（東水戸道路）
- (22) 一般国道 6 号（仙台東部道路）
- (23) 一般国道 7 号（秋田外環状道路）
- (24) 一般国道 7 号（琴丘能代道路）
- (25) 一般国道 13 号（米沢南陽道路）
- (26) 一般国道 13 号（湯沢横手道路）
- (27) 一般国道 14 号（京葉道路）
- (28) 一般国道 16 号（横浜横須賀道路）
- (29) 一般国道 16 号（横浜新道）
- (30) 一般国道 16 号（京葉道路）
- (31) 一般国道 45 号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））
- (32) 一般国道 45 号（百石道路）
- (33) 一般国道 47 号（仙台北部道路）
- (34) 一般国道 126 号（千葉東金道路）
- (35) 一般国道 127 号（富津館山道路）
- (36) 一般国道 233 号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））

- (37) 一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))
- (38) 一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)
- (39) 一般国道466号(第三京浜道路)
- (40) 一般国道468号(横浜横須賀道路)
- (41) 一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野インターチェンジを含む。))及びつくば市から稲敷市まで)
- (42) 一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

別紙－ 2

- ・ 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- ・ 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- ・ 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道上越線
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- ・ 高速自動車国道北関東自動車道
- ・ 高速自動車国道中央自動車道長野線（長野県安曇野市から長野県千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道北陸自動車道（新潟県新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線

別紙－ 3

A	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまで）
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまで）
B	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで）
	高速自動車国道常磐自動車道（川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで）
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジから三郷南インターチェンジまで）

別紙－ 4

- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクションから加須インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線（練馬インターチェンジから東松山インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道（三郷インターチェンジから谷田部インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷南インターチェンジから成田インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線（成田インターチェンジから新空港インターチェンジまで）

A	一般国道 6 号（仙台東部道路）
	一般国道 7 号（秋田外環状道路）
	一般国道 7 号（琴丘能代道路）
	一般国道 13 号（湯沢横手道路）
	一般国道 45 号（三陸自動車道（仙塩道路））
	一般国道 45 号（百石道路）
	一般国道 47 号（仙台北部道路）
	一般国道 233 号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））
	一般国道 235 号（日高自動車道（苫東道路））
	B
一般国道 126 号（千葉東金道路）	
一般国道 127 号（富津館山道路）	
一般国道 409 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間	
一般国道 468 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間	
一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）	
C	
	一般国道 409 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）
E	一般国道 16 号及び 468 号（横浜横須賀道路）
F	一般国道 14 号及び 16 号（京葉道路）のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（終点）まで

以 上